

肢体不自由特別支援学校の障害者スポーツの取組(ボッチャ)

このリーフレットは、多様な教育の場から、お子様にあった教育の場を選択する際の 資料の一つにしていただきたいという目的で作成しました。 お子さまが明るく、元気に、生き生きと、これからの学校生活を送れるために、 このリーフレットがお役に立つことを願っています。



長崎県教育委員会

特別支援学校を紹介します

障害種	学校名	学部	所在地・電話番号	関係施設等	二次元コード
視覚障害	盲学校	幼·小·中 高·専	〒851-2101 西彼杵郡時津町 西時津郷873 095-882-0020	寄宿舎 スクールバス	
聴	ろう学校	幼·小·中 高·専	〒856-0807 大村市宮小路3-5-5 0957-55-5400	寄宿舎スクールバス	
障 害	ろう学校 佐世保分教室	幼・小・中	〒857-0114 佐世保市小舟町60 0956-46-0881		
知的障害 肢体不自由	佐世保特別支援学校	小・中・高	〒858-0911 佐世保市竹辺町810 0956-47-6474	スクールバス	
	佐世保特別支援学校 北松分校	小・中	〒859-4823 平戸市田平町荻田免20 0950-57-0746	田平中学校内	
		高	〒859-4824 平戸市田平町小手田免54-1 0950-26-1130	北松農業高校内	
	佐世保特別支援学校 高等部上五島分教室	Ö	〒857-4511 南松浦郡新上五島町 浦桑郷306 0959-54-1121	上五島高校内	
知	島原特別支援学校	小・中	〒855-0043 島原市新田町562 0957-65-0350		
60		高	〒855-0871 島原市南崩山町丁2800-3 0957-65-4161		
障	島原特別支援学校 南串山分教室	小·中	〒854-0703 雲仙市南串山町 丙9436-2 0957-88-3394		
害	虹の原特別支援学校	小・中・高	〒856-0807 大村市宮小路3-5-1 0957-55-5260	寄宿舎 スクールバス	
	虹の原特別支援学校	小·中	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触589 0920-47-0159	盈科小学校内	
	壱岐分校	高	〒811-5136 壱岐市郷ノ浦町片原触88 0920-48-0811	壱岐高校内	
	虹の原特別支援学校 高等部対馬分教室	高	〒817-0016 対馬市厳原町東里120 0920-52-3222	対馬高校内	

※学部について…幼:幼稚部、小:小学部、中:中学部、高:高等部、専:高等部専攻科

障害種	学校名	学部	所在地・電話番号	関係施設等	二次元コード
	鶴南特別支援学校	小・中・高	〒851-0401 長崎市蚊焼町721 095-892-0258	スクールバス みのり園	
知	鶴南特別支援学校 時津分校	小・中・高	〒851-2101 西彼杵郡時津町 西時津郷873 095-886-8270	盲学校内 スクールバス	
约	鶴南特別支援学校	小·中	〒853-0003 五島市錦町1-1 0959-74-0333	福江小学校内	
P	五島分校		〒853-0065 五島市坂の上1-6-1 0959-72-2303	五島海陽高校内	
事 書	鶴南特別支援学校 高等部西彼杵分教室		〒857-2303 西海市大瀬戸町 瀬戸西浜郷663 0959-22-9150	西彼杵高校内	
	希望が丘 高等特別支援学校	ē	〒859-0401 諫早市多良見町 化屋986-6 0957-43-5544		
	川棚特別支援学校	小・中・高	〒859-3618 東彼杵郡川棚町 小串郷1600 0956-82-2203	あすなろ	
肢体	長崎特別支援学校	小・中・高	〒850-0835 長崎市桜木町6-41 095-827-6624	スクールバス長崎病院	
自由	諫早特別支援学校	小・中・高	〒854-0084 諫早市真崎町1670-1 0957-26-1798	寄宿舎 スクールバス 諫早療育センター みさかえの園むつみの家	
肢体不自由 病 弱	諫早東特別支援学校	小·中	〒854-0071 諫早市永昌東町24-2 0957-22-1863	こども医療福祉センター	
病	大村特別支援学校	小·中	〒856-0835 大村市久原2-1418-2 0957-52-6312	寄宿舎 長崎県精神医原センター 長崎医療センター	
弱	大村特別支援学校 西大村分教室	小·中	〒856-0023 大村市上諏訪町1095-2 0957-46-3820	大村椿の森学園	
病 弱 肢体不自由	桜が丘特別支援学校	小・中・高	〒859-3615 東彼杵郡川棚町 下組郷386-2 0956-82-3630	長崎県精神医療センター 長崎川棚医療センター	
知的障害(国立)	長崎大学教育学部 附属特別支援学校	小・中・高	〒852-8046 長崎市柳谷町42-1 095-845-5646		

※学部について…幼:幼稚部、小:小学部、中:中学部、高:高等部、専:高等部専攻科

特別支援学校における教育

視覚障害のある子どものために

視力、視野、色覚などの見る機能に障害のあ る子どもの教育を行う特別支援学校では、視覚 障害を補うために諸感覚の発達を促し、知識や 技能を高め、新しい時代に向けた職業的自立を 目指しています。

特別に開発された施設設備や教材教具を用い、 長い伝統の中で培われた指導法により、幼稚部 から高等部専攻科まで一貫した教育を行います。







▲白杖を使った 歩行の練習

聴覚障害のある子どものために

聴覚に障害のある子どもの教育を行う特別支 援学校では、子どもの保有する聴力の活用や発 音指導、指文字、手話等の専門的な指導をとお して、言語やコミュニケーションに配慮した教 育を行います。

小・中学部では、ことばの指導を中心に子ども の可能性を最大限に伸ばす教育を行います。高等 部や高等部専攻科では、更に教養を高め、社会的 自立を目指した職業教育にも力を入れています。



知的障害のある子どものために

知的障害のある子どもを教育する特別支援学 校では、きめ細やかな指導により、一人一人の 力を引き出し、明るく、たくましく生きる教育 を行います。

小学部では、基礎学力や社会性の育成に努め、 豊富な体験活動の積み重ねにより、生活習慣の 形成につなげます。中学部と高等部では、働く 意欲や技能を身につけ、積極的に社会参加をす る力を養います。



肢体不自由のある子どものために

手、足、体幹に障害のある子どものための特別支援学校では、施設設備の工夫や教材教具の 充実を図り、一人一人の障害の状態に応じたき め細やかな指導を行います。

子ども一人一人の、障害による学習上・生活 上の困難を改善・克服するための指導である自 立活動に力を入れています。また、小・中学校 及び高等学校に準ずる教育も適切な手立てや配 慮を講じながら行っています。



病気や身体の弱い子どものために

長期にわたり入院や生活規制の必要な子どもが療養しながら学習に取り組む特別支援学校では、病気の種類や状態に応じて小・中学校及び高等学校に準じた教育を行い、併せて健康回復のための指導を行います。

卒業後は、高等学校や大学などへ進学する生徒もいます。なお、健康状態が回復すれば元に在籍していた学校へ転校します。



▲ALT (外国語指導助手) との英語の学習

学校に通うことが困難な子どものために(訪問教育の実施)



▲スイッチを使った音楽の学習

病気や重い障害のため、学校へ通うことができない 子どもには、特別支援学校の教員が家庭や施設あるい は病院を訪問して指導をする訪問教育があります。

家庭等での個別学習に加えて、入学式、運動会、学習発表会、卒業式など特別支援学校の行事へのスクーリング、地域の小・中学校等との交流及び共同学習など、可能な範囲で集団による学習にも参加することができます。

小・中・義務教育学校における教育

特別支援学級における教育

小・中・義務教育学校には、特別支援学級が設けられている学校があります。知的障害、自閉症・情緒障害、難聴、言語障害、肢体不自由、病弱及び弱視の障害の種類に応じた特別支援学級があります。

一人一人に応じた特別の教育課程を編成し、きめ細やかな指導を行うとともに、同学年の学級で 交流及び共同学習を行います。



▲タブレット端末を使った学習

通級指導教室における教育

小・中・義務教育学校には、通級による指導を行っている学校があります。

通級による指導とは、軽度の言語障害、自閉症、情緒障害、聴覚障害やLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)などの子どもに対して、通常の学級に在籍しながら、障害の状態に応じた特別な指導である自立活動を週に数時間行うものです。



▲□の模型を使った発音の練習

通常の学級における特別支援教育

小・中・義務教育学校の通常の学級において も、障害のある子どもについては、一人一人の 実態に応じて、指導内容や指導方法を工夫して います。

また、学校と支援関係者との連絡調整等の役割を担う特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を設けたり、個別の教育支援計画を作成したりするなど、特別支援教育を推進するための支援体制整備が進められています。



▲教員と特別支援教育支援員で行う授業

交流及び共同学習

小・中・義務教育学校及び高等学校の児童生徒や地域の人々と活動を共にする機会を積極的に 設け、経験を広げる中で社会性を養い、好ましい人間関係を育てます。

このことは同時に、障害のある子どもと特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めていくよい機会にもなります。







一人一人の教育的ニーズに応じた支援のために

一人一人に指導が行き届くような教員の配置をしています。

特別支援学校では

○小・中学部…各学年、児童生徒 6人に1名の教員 ○高 等 部…各学年、生徒8人

に1名の教員 ※重複障害がある子どもには3人 に1名の教員 特別支援学級では (小·中·義務教育学校)

○児童生徒8人に1名の教員

通級による指導では (小·中·義務教育学校)

○児童生徒13人に1名の教員

子どもが学びやすい学校設備や教材を整えています。

施設設備や教材の整備

○自立活動室 ○言語学習室 ○プレイルーム ○作業室など ○ICT機器(電子黒板やタブレット端末) ○点字タイプなど

家庭・寄宿舎・病院・施設での生活や治療と一体となった指導をしています。

寄宿舎指導員

学校看護師

病院・施設のスタッフ

愛情あふれる生活指導 安心・安全な医療的ケア

治療、機能の改善・向上

保護者の経費負担を軽くする制度があります。

※収入により補助額が変わります

通学費

乗り物で通学する 児童生徒

保護者付添費

一人で通学ができない 児童生徒

学習活動費

校外学習等で 活動する児童生徒

寄宿舎での生活費・帰省費

遠距離で家から 通学できない児童生徒

就学手続きについて

相談の窓口

就学についての相談の窓口は、お住まいの 市町教育委員会です。

入学までの流れ

入学までの流れは下の図に示したとおりです。就学時健康診断は、市町教育委員会が 原則として入学する前年の11月末日までに行います。日時や場所は市町教育委員会から 家庭に通知されます。

学校見学、体験入学、先輩の保護者に学ぶ

・・・・学校の教育方針や教育目標、教育環境や授業の様子、学校行事などを

具体的に知るよい機会です。

・・・・多くの学校では、実際に授業に参加 したり、学習活動を体験したりする 機会を設けています。

▲体験入学の様子

先輩の保護者に学ぶ ···すでに就学している児童生徒の保護者から、入学を決めるまでの 経験談や学校での成長の様子等を聞くことは大変参考になります。

